○防衛省告示第八十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(エ)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、六月及び七月を除く期間は〇九〇〇から一六三〇まで、六月及び七月の期間は一二〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　遠州灘の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線並びに第二号の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

一　六月及び七月を除く期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三七度四九分五五秒

(オ)　北緯三四度〇七分四六秒　東経一三七度四五分五〇秒

(カ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

二　六月及び七月の期間における区域

(ア)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三七度一一分四九秒

(イ)　北緯三四度二三分三四秒　東経一三七度二九分一四秒

(ウ)　北緯三四度二三分三八秒　東経一三七度三六分一一秒

(エ)　北緯三四度〇五分一五秒　東経一三七度三六分一二秒

(オ)　北緯三四度〇一分一三秒　東経一三七度二〇分四九秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

三月二十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

通知書受領及び通知

三月二十三日山崎参議院議長から大島議長宛、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員

神崎　浩昭　髙部　正男　佐藤　泰介

橋本　文彦　佐々木憲昭

同予備委員

元宿　仁　久米　晃　尾崎　智子

遠藤　乙彦　吉井　英勝

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

議案提出

三月二十三日委員長から提出した議案は次のとおりである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案（内閣委員長提出）

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

議案受領

三月二十三日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

三月二十三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

三月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問主意書（鈴木貴子提出）